

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年3月6日

岩手県消防学校長 千葉 順幸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県消防学校給食業務委託
- (2) 履行場所 岩手県消防学校 紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 仕様等 仕様書による

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 期日 令和7年3月25日(火) 午前11時00分
- (2) 場所 岩手県消防学校会議室

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていない者であること。
- (4) 岩手県県税条例(令和3年条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による県内での営業許可を有する者であること。
- (7) 申請書等の提出年月日から起算して過去5年以内に、国又は地方公共団体の設置する公立施設において、12月以上の継続する期間を契約期間とした当該業務と同種の契約実績を2件以上有し、且つそれらの業務をすべて誠実に履行した者であること。
- (8) 栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士の資格を有し、過去10年以内に学校給食又は公立施設給食等業務に1年以上の経験を有する者が献立の作成に従事できること。
- (9) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有し、過去10年以内に学校給食又は公立施設給食等業務に1年以上の経験を有する者が1名以上業務に従事できること。
- (10) 申請書等の提出年月日において、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (11) 岩手県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。

4 入札参加申請に関する事項

- (1) 本件の入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の書類を令和7年3月14日(金)午後5時までに岩手県消防学校事務室あてに各1部提出すること。
なお、郵送による場合も同日必着とする。
ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1）

- イ 契約実績届出書（様式第2）
 - ウ 技術者経歴書（様式第3）
 - エ 食中毒等の事故に関する申告書（様式第4）
 - オ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第5）
 - カ 食品衛生法による営業許可書の写し
 - キ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（昭和29年条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。）
- (2) (1)による入札参加資格の確認結果については、令和7年3月19日（水）までにファクシミリで通知する。

5 入札保証金

- (1) 入札参加希望者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後に還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

6 入札説明書等の交付

交付場所及び問い合わせ先

〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通二丁目2番1号

岩手県消防学校事務室 電話番号 019-697-3434

なお、入札説明書等は、岩手県公式ホームページからダウンロードが可能であること。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 調達手続の停止 令和7年度一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の調達手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。